⑸　需要場所　独立行政法人国立病院機構旭川医療センター
⑹　入札方法　入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単価（kW単価）及び使用電力量に対する単価（kWｈ単価）を根拠（小数点以下を含むことができる。）とし、当院が提示する契約電力及び予定使用電力量の対価を入札金額とすること。なお、落札者決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。また、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　契約細則第６条の規定に該当しない者であること。
⑶　厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）「物品の販売」のＡ、Ｂ又はＣの等級に格付され、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。なお、当該競争参加資格については、平成27年12月24日付け号外政府調達第240号の官報の競争参加者の資格に関する公示の別表に掲げる申請受付窓口において随時受け付けている。
⑷　電気事業法第３条第１項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を得ている者又は同法第16条の２第１項の規定に基づき特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
⑸　購入される電力を経理責任者が指定する日時、場所に十分供給することができることを証明した者であること。
⑹　契約細則第４条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。
３　入札書の提出場所等
⑴　入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒070―8644 北海道旭川市花咲町７―4048
独立行政法人国立病院機構旭川医療センター　契約係　三木田優衣　電話0166―51―3161　内線570
⑵　入札書の交付方法　⑴の交付場所にて交付する。
⑶　入札書の受領期限　平成29年２月27日17時00分
⑷　開札の日時及び場所　平成29年２月28日９時30分　院内小研修室
４　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に１の⑵に示した購入等件名を履行できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　契約細則第21条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
⑺　詳細は入札説明書による。
５　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Hideo Nishimura, Director, National Hospital Organization Asahikawa Medical Center
⑵　Classification of the products to be procured : 26
⑶　Nature and quantity of the products to be purchased : Electricity of public office building (6,000Ｖ) contract : 2,531,832kWh
⑷　Delivery period : From April 1, 2017 through March 31, 2018
⑸　Delivery place : National Hospital Organization Asahikawa Medical Center
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall :
①　not come under Article 5 of the Regulation concerning Contract for National Hospital Organization (NHO). Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause ;
②　not come under Article 6 of the Regulation concerning Contract for NHO ;
③　have Grade A, B or C in “Sales of products” for participating in tenders by Ministry of Health, Labour and Welfare (Single qualification for every ministry and agency) in Hokkaido Region ;
④　It must be a person as the general electric utility based on regulations of the electricity enterprises act who is doing based on regulations of permitted person or this law as for specific scale electric entrepreneur’s written report ;
⑤　prove that they can deliver the electricity, on the date and to the place specified by the Obligating Officer ;
⑥　meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 4 of the Regulation ;
⑺　Time-limit for tender : 5 : 00 P.M. February 27, 2017
⑻　Contact point for the notice : Yui Mikita, Contract clerk, National Hospital Organization Asahikawa Medical Center, 7―4048, Hanasaki-cho, Asahikawa-shi, Hokkaido, 070―8644, Japan. TEL 0166―51―3161 ext. 570

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
平成29年１月６日
経理責任者　独立行政法人国立病院機構
帯広病院長　菊池　洋一
◎調達機関番号　597　◎所在地番号　01
○第 00602 号（№00602）
１　調達内容
⑴　品目分類番号　26
⑵　購入等件名及び数量　庁舎電力（交流３相３線式、供給電圧6,000ボルト）　予定使用電力量　2,906,061kWh
⑶　調達案件の仕様等　入札説明書及び仕様書による。
⑷　使用期間　平成29年４月１日から平成30年３月31日まで。
⑸　需要場所　独立行政法人国立病院機構帯広病院
⑹　入札方法　入札金額は、各社において設定する契約電力に対する単一の単価（月額）及び使用電力量に対する単価（同一月における時間帯別単価においては、それぞれ単一のものとする。）を記載すること。（小数点以下を含むことができる。）落札の決定は、当院が提示する予定使用電力量の対価を入札書に記載された入札金額に従って計算した総価で行うので、当該総価を上記の単価と併せて記載すること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
２　競争参加資格
⑴　独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第５条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
⑵　契約細則第６条の規定に該当しない者であること。